



2023.9.28

令和 5 年度税制改正

贈与税の課税制度の見直しの概要

現行（改正前）の暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税(相法21、21の2、21の7、措法70の2の4、70の2の5)	相続時精算課税(相法21の9～17、措法70の2の6、70の3)
概要	暦年（1月1日～12月31日の1年間）ごとに、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税。	父母・祖父母から子・孫への贈与につき、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算。
贈与者	制限なし	60歳以上の父母・祖父母(父母・祖父母ごとに選択可) * 住宅取得等資金については、年齢制限なし
受贈者		18歳以上の子・孫
選択届出	不要	必要（ <u>選択すると相続時まで継続適用。撤回不可</u> ）
控除額	基礎控除（毎年）110万円	<u>特別控除 2,500万円</u> （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して <u>一律20%の税率</u>
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与税の申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税。
相続時の精算	相続税とは切り離して計算（ただし、 <u>相続開始前3年以内の贈与は贈与時の評価額で相続財産に加算</u> される。）	相続税の計算時に精算（基礎控除後の贈与財産の価額を合算。 <u>贈与財産は、原則として贈与時の評価額で評価。</u> ）
贈与者より受贈者が先に死亡した場合の贈与者の相続税	右記の取扱いはなし。	<u>先に死亡した受贈者が負うべき贈与者に係る相続税の納税義務を受贈者の相続人が承継する。</u> （18頁【事例3】参照）

* 相法…相続税法、措法…租税特別措置法、相令…相続税法施行令、措令…租税特別措置法施行令、相基通…相続税法基本通達

(例) 相法21の11の2①…相続税法21条の11の2第1項

贈与税の課税制度の見直しの趣旨

自民党の令和5年度税制改正大綱や財務省の税制改正パンフレットによると、今回の改正は、
①生前贈与でも相続でも最終的な税負担を一定にする「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築すること、②生前贈与による若年層への資産移転の促進を目的としています。

①については、財産を分割して贈与を繰り返す方法により暦年課税の贈与税の計算上、相続税よりも低い税率を適用することを抑制するために、贈与を受けた財産を相続財産に加算（生前贈与加算）する期間が相続開始前3年間から7年間に延長されました。また、生前贈与と相続で税負担が一定となる相続時精算課税においては、その利用件数の向上のため暦年課税とは別に基礎控除が設けられました。

②については、暦年課税において生前贈与加算を3年から7年間に延長することで、早期の贈与による若年層への資産移転を進めることとされています。

贈与税の相続時精算課税制度の見直し

1. 基礎控除制度の創設

相続時精算課税適用者（受贈者）が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別に課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになります（改正後の相法21の11の2①、措法70の3の2①）。

さらに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる、その特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除後の残額とされます（改正後の相法21の15①）。

（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます（改正法附則19①）。

2. 贈与により取得した土地または建物が災害により被害を受けた場合の特例（減額特例）

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が、その贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、災害によって一定の被害を受けた場合には、その災害が発生した日から3年を経過する日までに所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、その相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額から、その価額のうち、その災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます（改正後の措法70の3の3①、措令40の5の3⑤）。

（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます（改正法附則51⑤）。

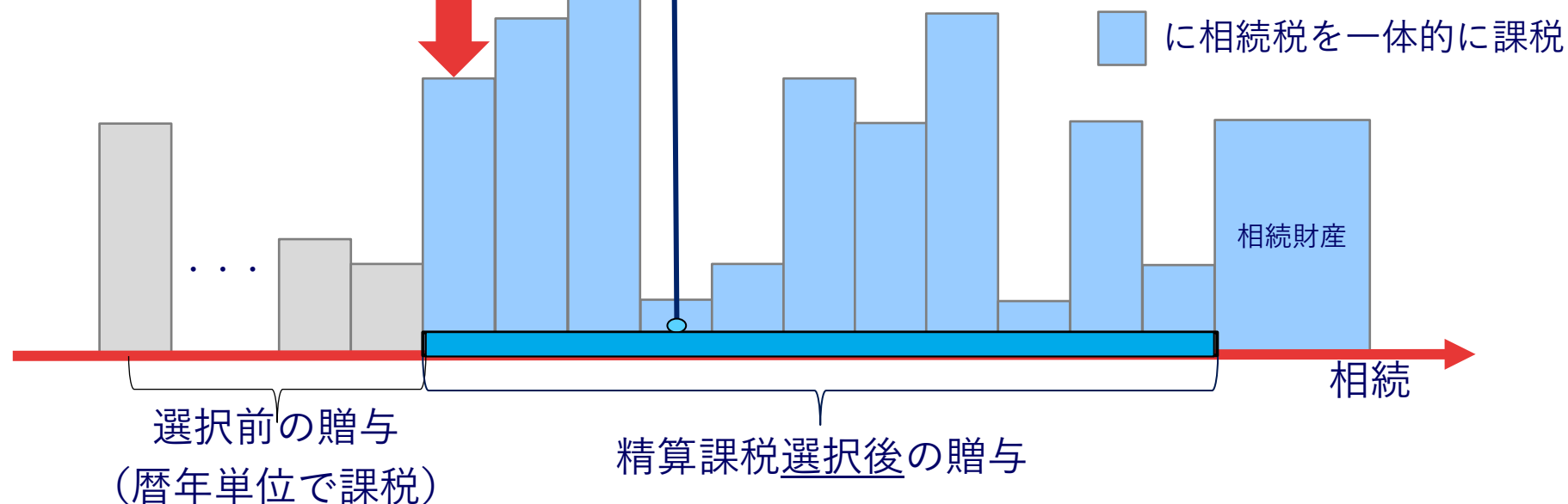
相続時精算課税と相続税課税の見直しのイメージ

相続時精算課税は暦年課税との選択制

精算課税を選択

毎年110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）

- 財産の評価は、原則、贈与時点の時価（相続税評価額）で固定
- 土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算



(出典:「自民党税制調査会」資料を基に作成)

令和6年以後の相続時精算課税に係る贈与税と相続税の計算

1. 贈与税額の計算

- ①令和6年に相続時精算課税適用者Aが特定贈与者の父から現金200万円の贈与を受けた場合
令和6年分の贈与税額 = 200万円 - 110万円（基礎控除）^{（注）} - 90万円（特別控除） = 0円。
- ②①の後、令和7年にAが父から現金2,600万円の贈与を受けた場合
令和7年分の贈与税額 = [2,600万円 - 110万円（基礎控除）^{（注）} - (2,500万円 - 90万円)] × 20%
= 16万円

（注）相続時精算課税適用者が同一年中に複数の特定贈与者から贈与を受けている場合は、基礎控除額110万円を特定贈与者ごとに贈与を受けた財産の価額に応じて按分します（改正後の相法21の11の2②、相令5の2、措法70の3の2②、措令40の5の2）。

例えば令和6年に相続時精算課税適用者Bが特定贈与者の父から400万円、母から100万円の贈与を受けた場合父からの贈与に係る基礎控除額は110万円 × 400万円 ÷ (400万円 + 100万円) = 88万円、母からの贈与に係る基礎控除額は110万円 × 100万円 ÷ (400万円 + 100万円) = 22万円となります。

2. 特定贈与者が死亡した場合の相続税の計算

特定贈与者が死亡した場合は、その相続税の課税価格の計算上、[相続時精算課税の適用により、死亡した特定贈与者から取得した贈与財産の価額 - 1の基礎控除] が加算されます。

例えば相続時精算課税適用者Cが特定贈与者の父から令和6年に現金200万円、令和7年に現金2,600万円の贈与を受けた後、父が令和8年に死亡した場合、(200万円 - 110万円) + (2,600万円 - 110万円) = 2,580万円が、父に係る相続税の課税価格に加算されます。

相続時精算課税の見直しに係る質問①（令和5年以前に精算課税の選択をしていた場合）

質問

相続時精算課税制度について、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産から110万円の基礎控除が創設されますが、受贈者（相続時精算課税適用者）が令和5年以前に精算課税の選択をしていた場合であっても、この基礎控除の適用ができますか。

回答

令和5年以前に相続時精算課税の選択届出をしている人が令和6年以後に贈与を受けた場合についても、110万円の基礎控除は適用されます。
相続税法の一部改正に伴う経過措置を定めた改正法附則19条の4項では、「（110万円の基礎控除を定める）新相続税法第21条の11の2の規定は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。」とあり、令和6年以後に相続時精算課税の選択届出をしている場合のみに限定していないからです。

（参考）国税庁パンフレット「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」問2
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>

相続時精算課税の見直しに係る質問②（暦年課税の基礎控除と精算課税の基礎控除の違い）

質問

暦年課税の基礎控除と、新設の相続時精算課税の基礎控除には、どのような違いがあるのでしょうか。

回答

相続時精算課税の場合、基礎控除の枠内の贈与は贈与税と相続税がかかりません（3頁参照）。一方、暦年課税の場合は、被相続人から生前に暦年課税に係る贈与によって取得した財産のうち相続開始前7年以内に贈与されたものは、基礎控除額110万円以下の贈与財産も含めて、贈与税の課税の有無にかかわらず全て加算されます（改正後の相法19①）。したがって、毎年110万円以下の贈与を継続して行う場合は、相続時精算課税の選択が有利になります。

ただし、相続時精算課税に係る基礎控除の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に相続時精算課税の選択届出書等の一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要がありますので、注意が必要です。

相続時精算課税の見直しに係る質問③（非上場株式の相続税評価における減額特例の適用）

質問

相続時精算課税について、相続時精算課税適用者が贈与により取得した土地又は建物が災害により被害を受けた場合の減額特例が設けられましたが、相続時精算課税適用者が贈与により取得した非上場株式を純資産価額方式により評価する際に、その株式の発行会社が所有する土地又は建物が災害により被害を受けたときにおいても、その特例の適用を受けることができますか。

回答

ご質問の減額特例は、非上場株式の純資産価額の計算では適用されません。相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が、その取得後に災害により被害を受けたことにより、特定贈与者の死亡時の価額が贈与時点の価額よりも下落した場合であっても、特定贈与者に係る相続税の計算上は贈与時の価額を加算するのが原則です。これが今回の改正により、その贈与により取得した土地や建物につき令和6年1月1日以後に生ずる災害により一定以上の被害を受けた場合は、所定の要件を満たすことにより、相続税の計算上、加算する贈与財産の価額から被害を受けた部分に相当する額の減額が認められることになりました（措法70の3の3①、措令40の5の3⑤、改正法附則51⑤）。

ただし、この減額特例は、相続時精算課税適用者が贈与により取得した土地又は建物に限って適用され、非上場株式の純資産価額の計算上は適用されません。

相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前7年以内（現行：3年以内）に、その相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産では、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額*1）が、相続税の課税価格に加算されます（改正後の相法19①）。

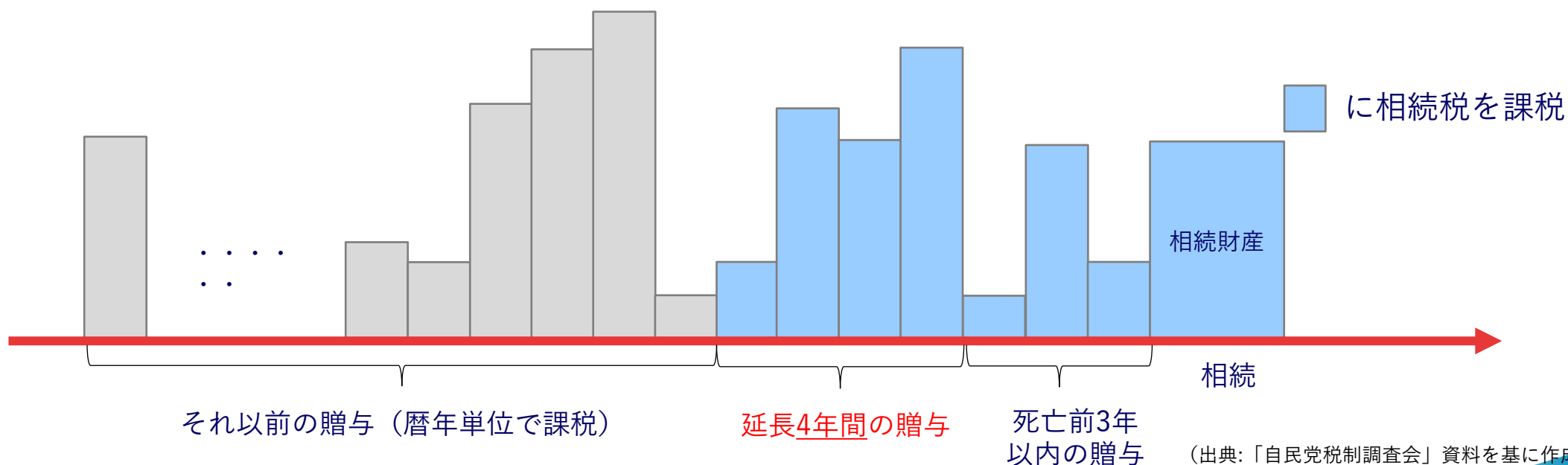
（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます（改正法附則19①）。

Point

*1 延長4年間に受けた贈与については総額100万円までは相続財産に加算しない。

例えば令和13年1月1日に相続開始の場合は、令和6年1月1日～9年12月31日までの間に贈与を受けた財産の合計額から100万円が控除される。

*2 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった人が被相続人から贈与を受けた財産の価額は、被相続人に係る相続税の課税価格には加算されないため、加算期間の延長の対象にはならない。



令和6年以後の生前贈与財産の相続税の課税価格への加算の経過措置

生前贈与財産の相続税の課税価格への加算は、令和9年1月以後に開始した相続より順次延長されます（改正後の相法19①、改正法附則19①～③）。

相続開始の日	生前贈与財産の加算対象期間
令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年以内（現行通り）
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年以内

【加算対象期間の例示】

- ①令和8年7月1日に相続が開始した場合
…令和5年7月1日以降に受けた贈与が加算対象。
- ②令和10年1月1日に相続が開始した場合
…令和6年1月1日以降に受けた贈与が加算対象。
- ③令和13年7月1日に相続が開始した場合
…令和6年7月1日以降に受けた贈与が加算対象。

山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



